

条例委任事項を定める規則等の制定について

- 1 熊本県行政文書等の管理に関する条例の一部の施行期日を定める規則
 (条例の実施機関である公安委員会及び警察本部長に関する部分の規定の施行期日を定める規則)
 - (1) 規則の公布日
平成 26 年 11 月 21 日
 - (2) 公安委員会及び警察本部長に関する部分の規定の施行期日
平成 27 年 1 月 1 日

- 2 熊本県行政文書等の管理に関する条例の規定に基づき、公安委員会及び警察本部長が制定した規則等
 - (1) 公安委員会
 熊本県公安委員会行政文書管理規則 資料 5 - 2
 (平成 26 年熊本県公安委員会規則第 10 号)
 - (2) 警察本部長
 - ア 熊本県警察本部長が保有する行政文書の管理に関する規程 --- 資料 5 - 3
 (平成 26 年熊本県警察本部告示第 11 号)
 - イ 熊本県警察行政文書管理訓令 資料 5 - 4
 (平成 26 年熊本県警察本部訓令第 13 号)
 - ウ 熊本県警察行政文書取扱訓令 資料 5 - 5
 (平成 26 年熊本県警察本部訓令第 14 号)
 - エ 熊本県警察秘密文書取扱訓令 資料 5 - 6
 (平成 26 年熊本県警察本部訓令第 15 号)
 - (3) 上記規則等の制定日
平成 26 年 12 月 5 日